

令和5年度公用車購入等実績

種類	合計台数	基準適合車内訳							⑦低排出ガス・ 低燃費自動車等	合計 (比率%)	基準不適合車
		次世代自動車									
		①電気	②CNG	③HV	④FCV	⑤ディーゼル	⑥PHV				
公用車全体	68	1	0	11	0	43	0	3	58 (85.3%)	10	
うち一般公用車	10	1	0	6	0	0	0	3	10 (100.0%)	0	
乗用自動車	7	1	0	6	0	0	0		7	0	
貨物自動車	3	0	0	0	0	0	0	3	3	0	
うち特定公用車(市バス除く)	16	0	0	5	0	1	0	0	6 (37.5%)	10	
貨物自動車	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
特種用途自動車	11	0	0	4	0	0	0	0	4	7	
特殊自動車	2	0	0	1	0	0	0	0	1	1	
乗合自動車	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	
うち市バス	42	0	0	0	0	42	0	0	42 (100.0%)	0	

令和5年度末公用車保有状況

種類	合計台数	基準適合車内訳							⑦低排出ガス・ 低燃費自動車等	合計 (比率%)	基準不適合車
		次世代自動車									
		①電気	②CNG	③HV	④FCV	⑤ディーゼル	⑥PHV				
公用車全体	2341	27	0	138	5	667	1	442	1280 (54.7%)	1061	
うち一般公用車	576	10	0	61	5	8	1	91	176 (30.6%)	400	
乗用自動車	307	9	0	61	5	7	1		83	224	
貨物自動車	269	1	0	0	0	1	0	91	93	176	
うち特定公用車(市バス除く)	955	17	0	18	0	196	0	201	432 (45.2%)	523	
貨物自動車	235	0	0	0	0	19	0	20	39	196	
特種用途自動車	576	0	0	16	0	146	0	141	303	273	
特殊自動車	92	17	0	1	0	9	0	40	67	25	
乗合自動車	52	0	0	1	0	22	0	0	23	29	
うち市バス	810	0	0	59	0	463	0	150	672 (83.0%)	138	

※ 令和4年度から要綱改定後の新基準で公用車の保有状況を取りまとめている。

年度別の公用車購入等状況推移

年度	合計台数	基準適合車内訳							⑦低排出ガス・ 低燃費自動車等	合 計 (比率%)	基準不適合車
		次世代自動車									
		①電気	②CNG	③HV	④FCV	⑤Cディーゼル	⑥PHV				
R4	86	0	0	12	0	47	1	13	73 (84.9%)	13	
R5	68	1	0	11	0	43	0	3	58 (85.3%)	10	

年度別の公用車保有状況推移

年度	合計台数	基準適合車内訳							⑦低排出ガス・ 低燃費自動車等	合 計 (比率%)	基準不適合車
		次世代自動車									
		①電気	②CNG	③HV	④FCV	⑤Cディーゼル	⑥PHV				
R4	2,343	25	0	138	5	627	1	462	1,258 (53.7%)	1,085	
R5	2,341	27	0	138	5	667	1	442	1,280 (54.7%)	1,061	

各表における次世代自動車等の種類に関する用語の意義は次のとおり。

- ①電 気：電気自動車
- ②C N G：天然ガス自動車
- ③H V：ハイブリッド自動車
- ④F C V：燃料電池自動車
- ⑤Cディーゼル：クリーンディーゼル車（ポスト新長期規制適合車両）
- ⑥P H V：プラグインハイブリッド自動車
- ⑦低排出ガス・低燃費自動車等：「京都市公用車購入等に係る車種選定要綱」の別表「公用車購入等車種基準」に定める、一般公用車のうちの貨物自動車の②及び特定公用車の②

一般公用車とは

公用車のうち、乗用自動車及び人の輸送とともに貨物の運搬を目的とする車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって特定公用車以外の公用車をいう。

特定公用車とは

公用車のうち、貨物の運搬のみを目的とする貨物自動車、人の輸送とともに貨物の運搬を目的とする車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車、特種用途自動車、特殊自動車及び乗合自動車をいう。

(参考) 京都市公用車購入等に係る車種選定要綱 (抄)

別表 (第3条関係)

公用車購入等車種基準

自動車の種類		車種基準
一般公用車	乗用車	次世代自動車
	貨物自動車	① 次世代自動車 ② 次世代自動車以外 (ガソリン、軽油又は液化石油ガス (LPG) を燃料とする自動車) にあつては、次の要件を満たすこと ・平成27年度燃費基準 ^{注1} +15% (車両総重量が2.5トン以下のもの) ・平成27年度燃費基準+5% (車両総重量が2.5トン超から3.5トン以下のもの)
特定公用車	貨物自動車 特種用途自動車 特殊自動車 乗合自動車	① 次世代自動車 ② 次世代自動車以外 (ガソリン、軽油又は液化石油ガス (LPG) を燃料とする自動車) にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと ・低排出ガス認定車 ^{注2} のうち、より排出ガスが少なく、より低燃費の自動車 ・公道を走行しない特定特殊自動車 (オフロード車) にあつては、排出ガス基準適合車 ^{注3} 及び 少数特例基準適合車 ^{注4}

注1) 「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」 (平成25年3月1日経済産業省・国土交通省告示第2号) 又は「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」 (平成23年3月22日経済産業省・国土交通省告示第2号) で定められた基準エネルギー消費効率

注2) 低排出ガス車認定実施要領 (平成12年3月13日運輸省告示第103号) 第5条に規定される基準を満たした自動車をいう

注3) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年5月25日法律第51条) 第12条第1項及び同条第2項の規定により、基準適合表示が付された自動車

注4) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第12条第3項の規定により、少数特例表示が付された自動車